

これから

「話せてよかった」を、

高齢サポートが高齢者の皆様やご家族を支える相談窓口であるために、
相談時のマナーを考えてみませんか。

以下の行為は**カスタマーハラスメント**に
該当する場合があります。



威圧的な言動

大声を出す、暴言や
人格否定、脅迫など



過度な要求

長時間の拘束、
対応困難な要望など



プライバシー侵害

無断の撮影や録音、
SNS等への投稿、
つきまといなど

上記のような行為は、円滑な窓口運営の妨げとなり、ご自身の介護保険の手続きが滞ったり、大切なサービスのご利用に影響を及ぼしてしまうことにつながります。

安心・安全な相談窓口を維持し、地域の高齢者やご家族を末永く支え続けていくために、マナーを守った対話へのご協力をお願いいたします。

※改正労働施策総合推進法において、事業所には職員を守るためのハラスメント対策が義務付けられました。これに伴い、契約書及び重要事項説明書においても同様の防止規定を設けております。 職員の安全確保と適正な運営にご協力ください。